

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 1 2 問
無線工学 2 4 問 } 3 時間

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 電波法の用語の定義に関する次の記述のうち、電波法（第 2 条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 「電波」とは、5 0 0 万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- 2 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送るための通信設備をいう。
- 3 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 4 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその管理を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

[2] 次の記述は、無線局の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更について述べたものである。電波法（第 9 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第 8 条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ、 A なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- ② ①の変更は、 B に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第 7 条（申請の審査）第 1 項第 1 号の C に合致するものでなければならない。

A	B	C
1 総務大臣の許可を受け	無線設備の設置場所	無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準
2 総務大臣の許可を受け	周波数、電波の型式又は空中線電力	技術基準（電波法第 3 章（無線設備）に定めるものに限る。）
3 総務大臣に届け出	周波数、電波の型式又は空中線電力	無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準
4 総務大臣に届け出	無線設備の設置場所	技術基準（電波法第 3 章（無線設備）に定めるものに限る。）

[3] 次の記述は、送信設備に使用する電波の質、受信設備の条件及び安全施設について述べたものである。電波法（第 2 8 条から第 3 0 条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、 A 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて B の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ③ 無線設備には、 C ことがないように、総務省令で定める施設をしなければならない。

A	B	C
1 高調波の強度等	他の無線設備	人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える
2 高調波の強度等	電気通信業務の用に供する無線設備	他の電氣的設備の機能に障害を及ぼす
3 空中線電力の偏差等	電気通信業務の用に供する無線設備	人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える
4 空中線電力の偏差等	他の無線設備	他の電氣的設備の機能に障害を及ぼす

[4] 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式について述べたものである。各記号とその表す内容に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

番号	電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	F 8 D	角度変調であって、周波数変調	アナログ信号である2以上のチャンネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
2	F 3 E	角度変調であって、周波数変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
3	G 1 F	角度変調であって、位相変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	ファクシミリ
4	Q 0 N	パルス変調であって、変調パルス列（パルスの期間中に搬送波を角度変調するもの）	変調信号のないもの	無情報

[5] 次の記述は、送信空中線の型式及び構成等について述べたものである。無線設備規則（第20条及び第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 送信空中線の型式及び構成は、次の(1)から(3)までに適合するものでなければならない。
- (1) 空中線の **A** になるべく大であること。
 - (2) 整合が十分であること。
 - (3) 満足な **B** が得られること。
- ② 空中線の **B** は、次の(1)から(4)までに掲げる事項によって定める。
- (1) 主輻射方向及び副輻射方向
 - (2) 水平面の主輻射の角度の幅
 - (3) 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの
 - (4) **C** よりの輻射

	A	B	C
1	利得及び能率	電气的特性	送信装置
2	利得及び能率	指向特性	給電線
3	風圧荷重に対する強度	指向特性	送信装置
4	風圧荷重に対する強度	電气的特性	給電線

[6] 無線従事者の免許の取消しに関する次の事項のうち、電波法（第79条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 正当な理由がないのに、無線通信の業務に5年以上従事しなかったとき。
- 2 不正な手段により無線従事者の免許を受けたとき。
- 3 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 4 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者に該当するに至ったとき。

[7] 次の記述は、主任無線従事者の講習の期間について述べたものである。電波法施行規則（第 3 4 条の 7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局（電波法第 3 9 条（無線設備の操作）第 7 項の総務省令で定める無線局及び登録局を除く。）の免許人は、主任無線従事者を A 無線設備の B に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ② 免許人は、①の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から C に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

A	B	C
1 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から 6 箇月以内に	操作の監督	5 年以内
2 選任しようとするときは、あらかじめ	操作の監督	3 年以内
3 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から 6 箇月以内に	操作及び運用	3 年以内
4 選任しようとするときは、あらかじめ	操作及び運用	5 年以内

[8] 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。電波法（第 5 6 条、第 5 7 条及び第 5 9 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、他の無線局又は電波天文業務（注 1）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の A なければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 注 1 宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。
- ② 無線局は、 B ときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- ③ 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 C 無線通信（注 2）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 注 2 電気通信事業法第 4 条（秘密の保護）第 1 項又は第 1 6 4 条（適用除外等）第 3 項の通信であるものを除く。

A	B	C
1 妨害を与えないように運用し	総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査のために運用する	総務省令で定める周波数により行われる
2 妨害を与えない機能を有するもので	総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査のために運用する	特定の相手方に対して行われる
3 妨害を与えないように運用し	無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用する	特定の相手方に対して行われる
4 妨害を与えない機能を有するもので	無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用する	総務省令で定める周波数により行われる

[9] 非常通信に関する次の記述のうち、電波法（第 5 2 条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、重要無線通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 2 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 3 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、電気通信業務の通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、電力の供給の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 4 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、電気通信業務の通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、重要無線通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

[10] 無線局（登録局を除く。）の免許人が電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときに執らなければならない措置に関する次の事項のうち、電波法（第80条）及び電波法施行規則（第42条の5）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その無線局を告発しなければならない。
- 2 その無線局の免許人にその旨を通知しなければならない。
- 3 その無線局の電波の発射を停止させなければならない。
- 4 できる限り速やかに、文書によって、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。

[11] 次の記述は、総務大臣が無線局（登録局を除く。）の免許を取り消すことができる場合について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き **A** 以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許若しくは電波法第17条（変更等の許可等）の許可を受け、又は同法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたとき。
- (3) 免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したことにより、3月以内の期間を定めて行われる無線局の運用の停止の命令、又は期間を定めて行われる **B** の制限に従わないとき。
- (4) 免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から **C** を経過しない者に該当するに至ったとき。

	A	B	C
1	1年	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力	5年
2	1年	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	2年
3	6月	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力	2年
4	6月	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	5年

[12] 無線従事者の選任又は解任の際に、無線局（登録局を除く。）の免許人が執らなければならない措置に関する次の記述のうち、電波法（第39条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、無線従事者を選任したときは、10日以内にその旨を総務大臣に届け出て、その指示を受けなければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 2 無線局の免許人は、無線従事者を選任しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。これを解任しようとするときも、同様とする。
- 3 無線局の免許人は、無線従事者を選任しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。これを解任しようとするときも、同様とする。
- 4 無線局の免許人は、無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。